

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法

制	定	昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号
改	正	昭和54年10月24日農林水産省告示第1472号
改	正	昭和55年2月25日農林水産省告示第208号
改	正	昭和55年10月3日農林水産省告示第1373号
改	正	昭和56年8月7日農林水産省告示第1155号
改	正	昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号
改	正	昭和57年1月9日農林水産省告示第15号
改	正	昭和59年7月16日農林水産省告示第1434号
改	正	昭和60年4月22日農林水産省告示第536号
改	正	昭和60年7月22日農林水産省告示第1104号
改	正	昭和60年10月5日農林水産省告示第1485号
改	正	昭和61年6月9日農林水産省告示第913号
改	正	昭和61年10月4日農林水産省告示第1679号
改	正	昭和61年11月25日農林水産省告示第1897号
改	正	昭和62年9月24日農林水産省告示第1281号
改	正	昭和63年9月6日農林水産省告示第1370号
改	正	平成元年4月20日農林水産省告示第569号
改	正	平成2年6月28日農林水産省告示第843号
改	正	平成2年11月29日農林水産省告示第1485号
改	正	平成3年8月30日農林水産省告示第1135号
改	正	平成4年6月12日農林水産省告示第713号
改	正	平成5年7月23日農林水産省告示第850号
改	正	平成6年8月9日農林水産省告示第1135号
改	正	平成8年1月22日農林水産省告示第69号
改	正	平成8年3月26日農林水産省告示第384号
改	正	平成8年3月28日農林水産省告示第391号
改	正	平成9年4月22日農林水産省告示第593号
改	正	平成9年4月24日農林水産省告示第604号
改	正	平成9年7月4日農林水産省告示第1099号
改	正	平成10年7月22日農林水産省告示第1079号
改	正	平成11年6月21日農林水産省告示第848号
改	正	平成12年6月9日農林水産省告示第823号
改	正	平成14年8月30日農林水産省告示第1392号
改	正	平成14年11月8日農林水産省告示第1719号
改	正	平成14年11月8日農林水産省告示第1720号
改	正	平成15年3月28日農林水産省告示第562号
改	正	平成15年5月22日農林水産省告示第777号
改	正	平成15年11月25日農林水産省告示第1926号
改	正	平成16年4月15日農林水産省告示第936号
改	正	平成16年6月25日農林水産省告示第1224号
改	正	平成16年6月29日農林水産省告示第1250号
改	正	平成16年7月21日農林水産省告示第1408号
改	正	平成16年8月4日農林水産省告示第1471号
改	正	平成16年8月11日農林水産省告示第1488号
改	正	平成16年8月26日農林水産省告示第1565号
改	正	平成16年11月12日農林水産省告示第2021号
改	正	平成17年3月24日農林水産省告示第556号
改	正	平成17年7月29日農林水産省告示第1262号

改	正	平成17年10月27日農林水産省告示第1616号
改	正	平成17年12月27日農林水産省告示第1999号
改	正	平成18年1月11日農林水産省告示第26号
改	正	平成18年2月17日農林水産省告示第169号
改	正	平成18年5月2日農林水産省告示第667号
改	正	平成18年5月12日農林水産省告示第692号
改	正	平成19年5月7日農林水産省告示第594号
改	正	平成19年10月30日農林水産省告示第1349号
改	正	平成19年11月28日農林水産省告示第1493号
改	正	平成20年3月21日農林水産省告示第421号
改	正	平成21年4月9日農林水産省告示第493号
改	正	平成21年4月16日農林水産省告示第522号
改	正	平成24年12月12日農林水産省告示第2566号
改	正	平成25年11月12日農林水産省告示第2774号
改	正	平成26年8月14日農林水産省告示第1100号
最終改正		平成28年6月1日農林水産省告示第1270号

(適用の範囲)

第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。

(表示の様式)

第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式5、別表6に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式6のとおりとする。

(表示の方法)

第3条 表示の方法は、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

最終改正の改正文・附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1270号）抄  
平成28年9月1日から施行する。

附 則

この告示の施行の際現に有機認定事業者（農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第43号）附則第4条第1項に規定する有機認定事業者をいう。以下同じ。）であるものは、当該有機認定事業者に係る公表日（同条第2項に規定する公表日をいう。）から起算して2年を経過する日までの間に行う有機農産物又は有機畜産物の格付に係る格付の表示については、この告示による改正後の飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法別記様式4による格付の表示にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表1（第1条、第2条関係）

- 1 ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム、ラックスハム及びソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウイナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）
- 2 マカロニ類
- 3 炭酸飲料
- 4 トマト加工品（トマトケチャップを除く。）
- 5 風味調味料
- 6 乾燥スープ
- 7 ドレッシング
- 8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 9 即席めん
- 10 植物性たん白
- 11 削りぶし
- 12 醸造酢
- 13 食用精製加工油脂
- 14 豆乳類
- 15 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）
- 16 マーガリン類
- 17 干しめん
- 18 農産物漬物
- 19 全糖ぶどう糖
- 20 ショートニング
- 21 精製ラード
- 22 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 23 水産物缶詰及び水産物瓶詰
- 24 果実飲料
- 25 農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）
- 26 パン粉

別表2（第1条、第2条関係）

- 1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰
- 2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウイナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ
- 3 しょうゆ
- 4 ジヤム類
- 5 ウスターソース類
- 6 トマトケチャップ
- 7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ
- 8 チルドミートボール
- 9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）
- 10 煮干魚類
- 11 干しそば
- 12 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰

別表3（第1条、第2条関係）

- 1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類
- 2 地鶏肉
- 3 手延べ干しめん
- 4 りんごストレートピュアジュース

別表4（第1条、第2条関係）

- 1 有機農産物
- 2 有機加工食品
- 3 有機畜産物

別表5（第1条、第2条関係）

- 1 生産情報公表牛肉
- 2 生産情報公表豚肉
- 3 生産情報公表農産物
- 4 生産情報公表養殖魚

別表6（第1条、第2条関係）

定温管理流通加工食品

別記様式1（第2条関係）

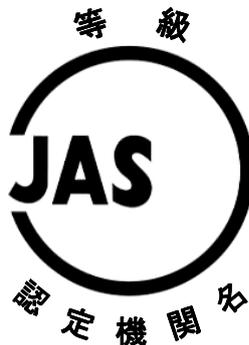


(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1,800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	15mm以上
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶし、醸造酢（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（1,800ml未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）並びに農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）	10mm以上
農産物漬物（300g入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）	7mm以上
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）及び果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）	5mm以上

- (2) 円の縁の幅は、円の外径の  $\frac{1}{20}$  とする。
- (3) JASの文字の高さは、円の外径の  $\frac{3}{10}$  とする。
- (4) 認定機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認定機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）若しくは果実飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）又は表示可能面積がおおむね150 cm<sup>2</sup>以下の飲食料品及び油脂にあつては、認定機関名は、省略することができる。

別記様式2



- (1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）	20 mm以上
ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、しょうゆ（1,800ml入り以上の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15 mm以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、しょうゆ（201ml入り以上1,800ml入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、ジャム類、ウスターソース類、トマトケチャップ、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	10 mm以上
しょうゆ（200ml入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）	7 mm以上

- (2) 円の縁の幅は、円の外径の  $\frac{1}{20}$  とする。
- (3) JASの文字の高さは、円の外径の  $\frac{3}{10}$  とする。

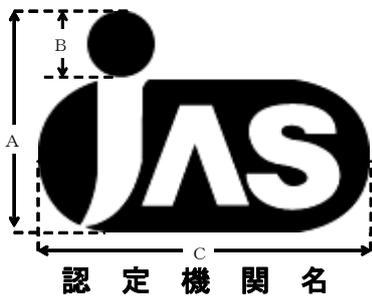
1

(4) 等級の文字の高さは、円の外径の  $\frac{1}{5}$  とする。

5

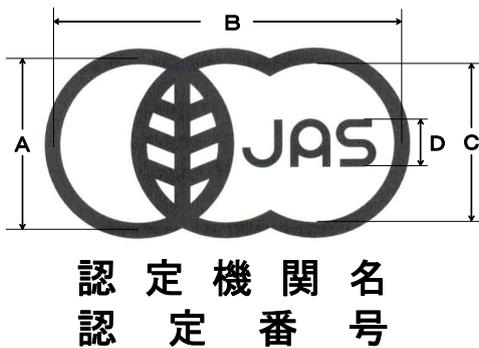
- (5) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- (6) 等級及び認定機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認定機関名は、略称を記載することができる。
- (7) 表示可能面積がおおむね  $150\text{ cm}^2$  以下の飲食料品及び油脂にあつては、認定機関名は、省略することができる。

別記様式3（第2条関係）



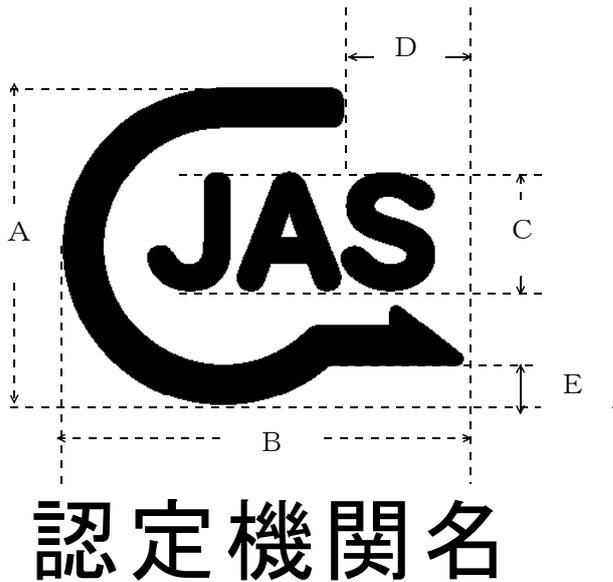
- (1) Aは、15mm以上とする。
- (2) Bは、Aの  $\frac{4}{13}$  とし、Cは、Aの  $\frac{19}{13}$  とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式4（第2条関係）



- (1) Aは、5mm以上とする。
- (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの  $\frac{3}{10}$  とする。
- (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 認定番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

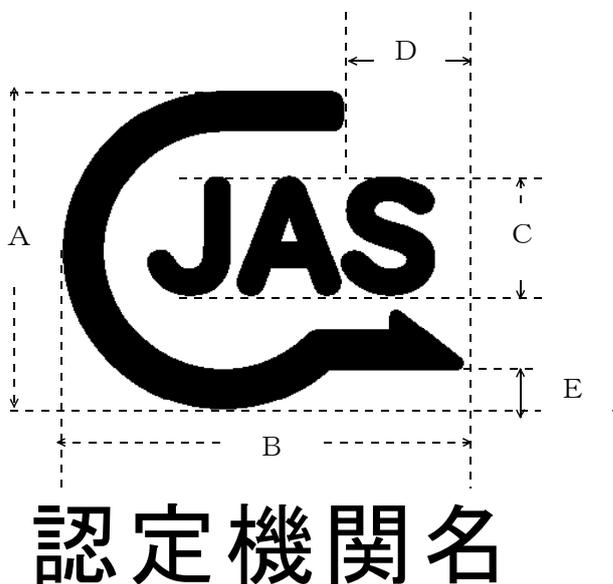
別記様式5（第2条関係）



- (1) Aは、5mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式6（第2条関係）

## 定温管理流通



- (1) Aは、5mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。